

発達障害

自閉スペクトラム症

の特性と適切な対応

具体的、視覚的に伝える
よう工夫する

否定的な表現（～してはいけません）ではなく、肯定的な表現（～しましょう）で伝える

見通しが立たないと不安が強くなるため
予定は事前に具体的に伝えておく

コミュニケーションをとることや
対人関係を作ることが苦手で、
こだわりの強い面があったりする
特定の分野で高い能力を発揮することがある

（自閉症・アスペルガー症候群など）

何かを伝えるとき
や依頼をするときは、必ずその意図
や目的を説明する

相手の表情や態度を理解することが
困難なため、具体的に、又は図や絵を
使って説明する

新しく挑戦する部分は、
少しずつ進めるようにする

発達障害

注意欠如・多動症（ADHD）

の特性と適切な対応

指示やルールはわかりやすく
提示する

気が散りにくいよう、座席の位置を
工夫したり、掲示物を整理したりする

気が散りやすく、
言動に落ち着きがない
自己コントロールが難しい
エネルギーに様々なことに
取り組み、成果を上げることもある

適応行動ができたことに対する
こまめな評価をするなど、
自尊心を損なわないような
ケアをする

傷つき体験に寄り添い
ストレスケアを行う

発達障害

学習障害 (LD)

の特性と適切な対応

得意な部分を伸ばす
ようにする

ICT機器などを活用し、
苦手な部分を補うようにする

知的発達に遅れはないが、
「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」などの
特定のことについての学習が困難

苦手な部分について、課題の
量・質を適切に加減する

苦手な部分についての
評価を柔軟にする

発達障害

その他の発達障害

の特性と適切な対応

チック：不随意に声が出たり、体が動いてしまったりする
吃音：言葉が出にくい、引き伸ばされる、繰り返される

叱ったり、拒否的な態度をとったりせず、日常的な行動の
一つとして受け止め、楽に過ごせる方法を一緒に考える

- ・こだわりが強い
- ・いつもと違うことに
なかなか納得できない

指示は、具体的に



教員の話聞いて想像
することが苦手なため、
内容の理解ができない

絵、写真、図、実物などを見せ、
授業内容や活動予定を理解
しやすいようにした

休憩時間から授業への
気持ちの切り替えに
時間がかかり、授業に
集中できない

気持ちが切り替えやすいように
チャイム前に合図となる音楽を
流すようにした

周囲の物音に敏感なため
気が散り、学習に集中
できない

教室内での耳栓使用や、
別室へ移動することで、
静かな環境で学習できる
ようにした

先を見通すことが苦手な
ため、初めての活動に
不安があり参加できない

活動始める前に、
内容や手順を説明して確認し、
安心して取り組めるようにした

まわりの音が気になって
作業に集中できない

作業中にヘッドホン
を着けてもいいですよ



高次脳機能障害 の特性と適切な対応

一つの行動ごとに
声をかける

一日の予定などは
紙に書いておく

脳卒中等の病気や交通事故などで
脳の一部分が損傷を受けたことで起こる障害

記憶障害：忘れっぽくなる

注意障害：集中力がなくミスが多くなる

遂行機能障害：要領が悪くなる

社会的行動障害：感情のコントロールが難しくなる
無気力・無関心

急な予定変更を
しないようにする

記憶障害の場合、手帳やメモ、アラーム、
ルートマップなど、思い出す手がかりと
なるものを利用する



難病 の特性と適切な対応



病態の変化や障害の程度に
配慮して対応する

原因不明で治療方針が未確定で、
慢性になることが多い
長期にわたり療養を必要とする
病気についてあまり知られて
いないため、周囲から理解されにくい

薬の服用が適切に
続けられるよう
配慮する



それぞれの病気で特性が
異なるため、その特性に
合わせて対応する

排泄の問題、疲れやすさ、
状態の変動などに留意する

気をつけましょう!!

誘導ブロックの上に
物を置く
立ち止まる



障害者用の
駐車スペースに
車をとめる



電車やバスなどの
優先席付近で
携帯電話を使用する



多目的トイレを
長時間使用する



「つい」「ちょっとだけ」
のつもりでも、障害のある人の
生命にかかわることもあります

日頃の生活の中で、
「思いやり」を大切にしましょう！



障害を理由とする差別で困ったら → 解決を図るしくみ

相談体制

地域相談員

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、
その他知事が適当と認めるもの

- 地域の中の身近な相談役として市町村に設置されている
- 日頃の相談活動の中で障害を理由とする差別に関する相談に対して、助言や情報提供をする
- 必要に応じて、広域専門相談員を紹介する



広域専門相談員

県に設置（県庁内障害福祉課相談室）

- 地域相談員と同様に、障害を理由とする差別に関する相談を受ける
- 必要に応じて助言やあっせん、情報提供、関係者間の調整をする
- 必要に応じて、関係行政機関等を紹介する
- 地域相談員への助言や情報提供をする



紛争解決

広域専門相談員の相談対応で解決しない場合

本人・家族・関係者からの申立て

調整委員会（県の附属機関）
による助言・あっせん

解決

正当な理由なく拒否・虚偽の報告

勧告

解決

正当な理由なく勧告拒否

公表



各種情報

《障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例》

◆富山県厚生部障害福祉課ホームページ◆

URL : <https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/kj00013327/kj00013327-002-01.html>

条例本文、ガイドライン、職員対応要領などをダウンロードすることができます



《スマイリータウンとやま》

公式フェイスブック URL : <http://www.facebook.com/smileytown.toyama>

《障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）》

◆内閣府ホームページ◆

URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

法律本文、基本方針、対応要領・対応指針、リーフレットなどをダウンロードすることができます

合理的配慮等具体例データ集『合理的配慮サーチ』のページにもリンクしています

相談窓口

場 所：〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県厚生部障害福祉課 相談室（富山県庁本館 1 階）

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

（土日、祝日、年末年始を除く）

T E L：076-444-3959

F A X：076-444-3494

E-mail : ml-sabetsu-soudan@pref.toyama.lg.jp



障害のある人にかかわるマーク

障害者のための 国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク

盲人のための 国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマーク

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク

ヒアリングループ マーク



補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマーク

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表したマーク

ハート・プラス マーク



身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表したマーク

補助犬マーク



身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマーク

白杖SOSシグナル



白杖を頭上50cm程度に掲げた視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというマーク

ヘルプマーク



外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク

手話マーク・筆談マーク



きこえない・きこえにくい人が手話言語や筆談によるコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、対応できる施設や店舗などが提示できるマーク

内閣府ホームページ「障害者に関係するマークの一例」参照 <https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

発行

富山県厚生部障害福祉課 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494

2025年7月発行

※このブックレットは、障害者就労施設で印刷しました。